

山形県医療機関等賃上げ・物価上昇対策給付金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、従業員の処遇改善及び医療機関等における経営の改善に向けて、医療機関等の経営状況も踏まえつつ、医療機関等が従事者の賃金を3%分・半年間引き上げられる規模で措置することにより物価を上回る賃上げを実現するとともに、診療等に必要な経費に係る物価上昇への対応を図り、地域医療提供体制を確保するため、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱（令和8年1月26日医政発0126第67号、医薬発0126第1号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で給付金を交付する。

(対象施設)

第2条 給付金の交付の対象となる施設は、次のとおりとする。

(1) 賃上げ支援事業

有床診療所、無床診療所（医科・歯科）、訪問看護ステーション及び薬局（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。以下「対象施設」という。）のうち実施要綱「3. 診療所等賃上げ支援事業」の(3)に定める施設。

(2) 物価支援事業

前号の対象施設。ただし、訪問看護ステーションを除く。

2 令和8年1月1日において廃院・廃止している施設（本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している施設を含む。）は交付対象外とする。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、次のとおりとする。

(1) 賃上げ支援事業

実施要綱「3. 診療所等賃上げ支援事業」の(5)に定める額。

(2) 物価支援事業

実施要綱「4. 診療所等物価支援事業」の(4)に定める額。

(交付の申請)

第4条 給付金の交付を受けようとする対象施設を県内で運営する者（以下「交付対象者」という。）は、対象施設1施設ごとに、令和8年3月1日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類は賃上げ支援事業を申請する場合に限る。

(1) 山形県医療機関等賃上げ・物価上昇対策給付金交付申請書（様式第1号）

- (2) ベースアップ評価料チェックシート（様式第1号別紙）
- (3) 給付金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 知事は、給付金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請に係る給付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに給付金の交付の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、給付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて給付金の交付を決定することができる。

（交付の条件）

第6条 本給付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 1 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 2 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- 4 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 本給付金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 交付対象者が地方公共団体の場合

本給付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を第9条に定める賃金改善報告書を提出した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 交付対象者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を第9条に定める賃金改善報告書を提出した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

6 この給付金の交付を受けた交付対象者は、厚生労働省又は山形県が行う、本給付金に関する調査等への協力の求めがあった場合は、これに応じなければならない。

（決定の通知）

第7条 知事は、給付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を給付金の交付の申請をした交付対象者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定は、給付金の額の確定を兼ねるものとする。

(給付金の支払)

第8条 知事は、前条の交付の決定後速やかに、交付対象者に給付金を支払うものとする。

(状況報告)

第9条 賃上げ支援事業に係る交付の決定を受けた交付対象者は、実施要綱「3. 診療所等賃上げ支援事業」に基づき、(7)に定める賃金改善を実施するとともに、実施結果を賃金改善報告書（様式第2号）により、関係書類を添えて、令和8年8月1日までに知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第10条 知事は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 賃上げ支援事業に係る交付の決定を受けた場合において、実施要綱「3. 診療所等賃上げ支援事業」の(8)②に定める返還事由に該当するとき
- (2) 物価支援事業に係る交付の決定を受けた場合において、実施要綱「4. 診療所等物価支援事業」の(5)③に定める返還事由に該当するとき
- (3) この要綱に違反する行為があったとき
- (4) 給付金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(給付金の返還)

第11条 知事は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に關し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年2月6日から施行する。